

水産物トレーサビリティ協議会 規約

(名称)

第1条 本会は「水産物トレーサビリティ協議会」（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、漁獲（収獲）・陸揚げ情報の提供のための情報システムの開発・運用等の事業を通じ、日本の水産物トレーサビリティ向上に貢献することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は前条の目的を達成するために、次の活動をおこなう。

- (1) 漁獲（収獲）・陸揚げ情報を提供する情報システムの開発・運用
- (2) 水産物のトレーサビリティに関わる調査・研究ならびに広報
- (3) 前各号に掲げるもののほか、この協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、水産物の生産・加工・流通に関わる事業者や、本協議会の趣旨に賛同する個人、企業、団体、研究機関（大学を含む）等をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
幹事	若干名
監事	1名

2. 役員任期は1年とし、再任を妨げない。役員が任期途中で交代するときは、後任者の任期は前任者の任期を引き継ぐものとする。また所属団体において役員が異動した場合には、後任者が役員に就任する。
3. 幹事は総会で選出する。
4. 会長および監事は、幹事の中から選出されるものとする。
5. 会長は本会を代表し会務を統括する。
6. 監事は毎事業年度1回以上本会の会計を監査し、総会に報告する。

(総会)

第6条 総会は年1回開催（通常総会）し、本会の運営にとって必要な事項について審議、決定する。また幹事会が必要と認めたときに会長が招集し、臨時総会を開催することができる。

2. 総会の議長は総会に出席した会員の内から選出する。
3. 会員はそれぞれ 1 票の議決権を持つ。
4. 総会は会員総数の過半数の出席をもって成立する。
5. 総会の議決は出席者の議決権の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
6. 出席できない会員は委任状を提出することができる。委任状も出席者とみなす。
7. 総会では次の事項を行う。
 - (1) 前年度事業および決算の報告
 - (2) 本年度事業計画および予算の決定
 - (3) 規約の変更
 - (4) 役員を選出
 - (5) その他会の運営に必要な事項

(幹事会)

第 7 条 幹事会は会長・幹事をもって構成する。幹事会は協議会の目的を達成するための活動を計画、決定し、中心となって活動する。

2. 幹事会は会長が随時招集する。
3. 幹事会の議長は会長もしくは会長が委任した幹事があたる。
4. 幹事会は幹事総数の過半数の出席をもって成立する。
5. 幹事会の議決は総会の議決方法を準用する。
6. 本会会長が幹事会の会長を兼務する。
7. 出席できない幹事は委任状を提出することができる。委任状も出席者とみなす。
8. 本会会員は希望すればオブザーバーとして幹事会に出席する事ができる。

(部会)

第 8 条 幹事会の議をへて必要に応じて、本会に部会を設けることができる。部会長は部会設定と同時に幹事会において選出される。

2. 部会の運営方法は幹事会において決める。
3. 各部会は独自に活動し、それぞれの分野の事業を推進する。
4. 各部会は必要に応じ運営細則を定めることができる。
5. 部会長は活動内容、結果について、会員に報告しなければならない。

(事務局)

第 9 条 事務局は総会で承認を得て設置する。

2. 事務局は当協議会会員で構成し、事務局長は事務局員の中から選出する。
3. 事務局員の任期は特に設けない。

4. 事務局は当協議会の活動の拠点として位置付け、当協議会の活動内容全般の遂行のための事務処理、調整業務を行う。

(入退会)

第10条 協議会への入会は、会員の推薦に基づき、幹事会の承認により決定するものとし、協議会からの退会は、会員の申し出により行う。

(会費)

第11条 会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

2. 帰納の会費は、いかなる場合も返還しない。

(規約の変更)

第12条 この規約は会員の過半数の同意をもって改正することができる。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、幹事会の協議により定める。

(附則)

1. 本規約は平成30年(2018年)3月1日より適用する。
2. 2019年4月19日改訂、同日から適用